横芝光町 第３期 特定健康診査等

実施計画概要版

１．計画策定の趣旨

平成２０年度から開始された特定健康診査・特定保健指導は、被保険者の検診結果等のデータを継続的に把握することで、経年的な健康状態の把握が可能となり、保険者は被保険者に対する効果的な健康管理施策を実施してきました。

しかし、特定健康診査等の実施率に目を向けてみると国が定める目標である市町村国保特定健康診査６０％以上、特定保健指導６０％以上には及ばない保険者が多く、特に特定保健指導の実施率向上が課題となっています。

国では被保険者が自らの健康状態を自覚し、進んで特定健康診査等を受けるようにするため、第3期を迎える特定健康診査等実施計画において制度の弾力化を図りました。

本町においては国の指針を受けさらなる特定健康診査等の実施率向上を期すため、被保険者が自己の健康状態に関心を持ち、生活習慣病にならないための情報提供や運動指導等の健康関連施策を進めていきます。

２．計画の期間

本計画の期間は２０１８年度から２０２３年度までとします。

３．第２期計画の結果

特定健康診査の受診者数は減少しているものの、受診率は増加傾向にあります。しかし第２期計画目標値には及ばない状況です。また、特定保健指導は、実施率が第２期計画目標値とは大きな開きがあります。







４．第３期計画の目標

本町の目標は国の示す基準に依拠し、個別年度ごとの目標については、医療費の動向や過去の健康診査結果などの町の実情を踏まえて設定し、目標達成に必要な実施体制の確保を図ることとします。

■国の基準

|  |  |
| --- | --- |
| （１）特定健康診査の実施率 | ２０２３年度において、40～74歳の被保険者の特定健康診査受診率を60％にする。 |
| （２）特定保健指導の実施率 | ２０２３年度において、当該年度に特定保健指導の対象とされた人に対する特定保健指導の実施率を60％とする。 |
| （３）メタボリックシンドローム  の該当者及び予備群の減少率 | ２０２３年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25％とする。 |





５．特定健康診査・保健指導の実施方法

≪特定健康診査の実施≫

特定健康診査は本町に住所を有する40歳から74歳の国民健康保険被保険者の方を対象とし

ます。受診票を送付する案内通知のほかに、町広報紙、町ホームページ、保健事業の年間予定表等で周知し、受診勧奨を行います。

特定健康診査の未受診者への対応としてハガキや電話により受診を促し、自己の健康チェックを行うことにより生活習慣病を予防・改善できることを周知します。

■特定健康診査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | | 内　　容 |
| 基本的な健診項目 | 質問票 | 既往歴、服薬、喫煙等の質問票 |
| 身体測定 | 身長、体重、ＢＭＩ、腹囲（内臓脂肪面積） |
| 理学的検査 | 身体診察 |
| 血圧測定 | 収縮期血圧、拡張期血圧 |
| 血液化学検査 | 中性脂肪、ＨＤＬコレステロール、ＬＤＬコレステロール  尿酸 |
| 肝機能検査 | ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、γ-ＧＴ（γ-ＧＰT） |
| 血糖検査 | ＨｂＡ１ｃ検査 |
| 尿検査 | 尿糖、尿蛋白 |
| 腎機能検査 | 血清クレアチニン、eGFR |
| 詳細な健診項目 | 心電図検査 | 一定の基準において、医師が必要と判断したものを選択 |
| 眼底検査 |
| 貧血検査 | 赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）、ヘマトクリット値 |
| 追加健診項目 | 血液化学検査 | 尿酸 |

■実施場所と期間

|  |  |
| --- | --- |
|  | 集団健診 |
| 実施場所 | 健康づくりセンター「プラム」 |
| 実施期間 | 年1回（6月～7月） |
|  | 個別健診 |
| 実施場所 | 東陽病院 |
| 実施期間 | 年1回（８月～９月中旬） |

≪特定保健指導の実施≫

特定健康診査の結果に基づいて、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、特定保健指導対象者（動機づけ支援・積極的支援）を次の手順で選定します。





■実施内容

|  |  |
| --- | --- |
| 保健指導内容 | |
| 情報提供 | 受診者自らが身体状況を確認するとともに、健康的な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、現状の生活習慣を見直すきっかけとなるよう健診結果と併せて基本的な情報提供をします。 |
| 動機づけ支援 | 特定保健指導の利用者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことを目的としています。医師、保健師または管理栄養士が面接し、生活習慣改善のための行動計画を策定し実施する支援を行います。本人の要望があれば家庭訪問による支援も行い、利用者の改善状況を踏まえて計画の実績評価を行います。 |
| 積極的支援 | 特定保健指導の利用者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことを目的としています。医師、保健師または管理栄養士が面接し、生活習慣改善のための行動計画を策定し、利用者が主体的に取り組むことができるよう継続して支援を行うとともに、計画の進捗状況評価と実績評価を行います。 |

■実施場所と期間

|  |  |
| --- | --- |
| 特定保健指導 | |
| 実施場所 | 健康づくりセンター「プラム」 |
| 実施期間 | 当年８月～翌年3月(３か月評価～６か月評価) |

６．個人情報の保護

特定健康診査等の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横芝光町個人情報の保護条例に定める職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知徹底し、個人情報の漏洩防止に細心の注意を図ります。

また、個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づいて行います。

７．特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査・特定保健指導の目的・内容・効果や、特定健康診査等実施計画概要については、町広報紙・特定健康診査等チラシ・町ホームページ等で公表し、被保険者及び町民への周知を図ります。

８．特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

国への報告内容である「特定健診・特定保健指導情報の集計情報ファイル（健診・保健指導実施結果報告）」の評価指標や、特定健康診査等実施計画の目標達成状況、「標準的な健診・保健指導プログラム」の中の｢医療保険者における健診・保健指導の評価方法｣等を活用しながら毎年計画の評価を行い、その結果において見直しが必要な場合にはすみやかに行います。

計画の評価・見直しは定期的に関係各課による会議を開催して検討を行うとともに、国が行う見直しにあわせた検討も行います。これらの検討結果は国民健康保険運営協議会に報告します。